

千葉市公告第4号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年1月6日

千葉市長 神谷 俊一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ミノリア稲毛海岸

所在地 千葉市美浜区稲毛海岸二丁目1番434

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社

代表者の氏名 代表取締役 長島 巖

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 千葉市美浜区稲毛海岸二丁目1番430 他2筆

(変更後) 千葉市美浜区稲毛海岸二丁目1番434

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名

(変更前) 三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 池谷 幹男

(変更後) 三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 長島 巖

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

番号	氏名	代表者	所在地	備考
1	株式会社ヤオコー	代表取締役 川野 澄人	埼玉県川越市脇田本町1番地5	
2	他未定			

(変更後)

番号	氏名	代表者	所在地	備考
1	株式会社ヤオコー	代表取締役 川野 澄人	埼玉県川越市新宿町1丁目 10番地1	
2	株式会社マツモト キヨシ	代表取締役社長 松本貴志	千葉県松戸市新松戸東9番地1	

4 変更の年月日

- (1) 平成 29 年 5 月 30 日 (大規模小売店舗の所在地)
- (2) 令和 2 年 4 月 1 日 (設置者の代表者変更)
- (3) 平成 26 年 5 月 21 日 ほか (小売業者の所在地変更ほか)

5 変更の理由

- (1) 土地の合筆等が行われていたため
- (2) 設置者の代表者が変更になったため
- (3) 小売業者の所在地等に変更があったため

6 届出の年月日

令和 3 年 1 2 月 2 4 日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号 千葉市経済農政局経済部産業支援課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和 4 年 1 月 6 日から令和 4 年 5 月 6 日まで (土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(2) 時間

午前 9 時から午後 5 時 1 5 分まで